

～節電・節水型の設備の導入を支援します～

# 飛騨市省エネ対策設備導入補助制度

予算：10,000千円

## 目的

世界情勢の変化に伴う燃料価格等の高騰により増加する水道光熱費の負担を軽減するため、従来に比べ省エネ効果の高い設備を導入する事業者に対し、その必要費用の一部を支援します。

## 対象者条件

市内に工場もしくは事務所を有する中小企業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること
- ・飛騨市内の事業所において正社員の従業員（役員を除く）を1名以上雇用していること

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額	補助回数
省エネ設備導入補助事業	下記の設備の購入費用 ①高効率空調 ②高効率照明 ③業務用給湯器 ④冷凍冷蔵設備 ⑤高性能ボイラ ⑥産業用ヒートポンプ ⑦産業用モータ ⑧高効率コージェネレーション ⑨低炭素工業炉 ⑩工作機械 ⑪変圧器 ⑫プラスチック加工機械 ⑬プレス機械 ⑭印刷機械 ⑮ダイカストマシン（※1） ⑯節水型便器（※2）	【正社員従業員1～5名】 補助対象経費の2分の1以内、上限30万円（千円未満の端数は切捨て）	補助対象事業者が申請できる回数は、1回限りとする。
		【正社員従業員6名以上】 補助対象経費の2分の1以内、上限50万円（千円未満の端数は切捨て） ※但し令和4年11月～令和5年3月の期間内に、従業員の平均給与を前年同月比5%増加させた場合、補助率3分の2以内、上限150万円（千円未満の端数は切捨て）	

※1 ①～⑯ 更新する補助対象設備における年間電力消費量が、更新前に比べ10%削減すること

※2 ⑯ 節水型大便器(洗浄水量6.5L以下/回)、節水型小便器(同4L以下/回)

【下記の費用は対象となりません。】

- ・市外の事業所で使用する機械、装置等
- ・機械、装置等のリース料またはレンタル料
- ・既存設備等の撤去及び運搬に要する経費
- ・家庭用と共用する設備

**申請期間** 令和4年11月8日（火）～令和5年2月28日（火）

※申請額が予算額に達し次第終了となります。予めご了承ください。

**申込み方法** 補助金交付申請書及び必要な添付書類を提出してください。

**ご注意** 事業着手前にご申請ください。交付決定前の事業着手は補助対象と認められません。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901